

学生募集停止後の都市創造学部管理運営体制に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、令和7年4月1日施行の亜細亜大学学則（以下「学則」という。）附則第3項に基づき、令和7年4月1日から学部廃止に至るまでの間における亜細亜大学（以下「本学」という。）都市創造学部の管理運営について、必要な事項を定める。
- 2 前項の期間における都市創造学部の管理運営については、この規程に定めるもののほか、学則その他の本学諸規程の定めるところによる。なお、都市創造学部の教育研究上の目的、収容定員、学位、教育課程（授業科目及び単位数を含む）等については、他に定めのない限り、令和6年4月1日施行の学則で定められた内容を学部廃止まで維持する。
- 3 都市創造学部における3つのポリシー、すなわち卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） 入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）についても、令和6年度に提示し、大学公式サイトに掲載している内容を学部廃止まで維持する。

(学部長)

- 第2条 「亜細亜大学学部長に関する規程」に基づき、令和7年4月1日以降も都市創造学部に学部長を1名置く。
- 2 都市創造学部長は、原則、社会学部長が兼ねるものとする。ただし、学長の判断により、必要に応じて、別に置くことができる。

(学内役職者)

- 第3条 本学諸規程に基づき、各学部・学科から選出する次の役職については、原則、都市創造学部と社会学部の兼務者を選出することとする。ただし、学長の判断により、必要に応じて、別に置くことができる。
- (1) 教務主任・教務主任補佐
 - (2) 学生委員
 - (3) キャリア委員
 - (4) 図書館運営委員
 - (5) 広報発信担当者
 - (6) ハラスメント相談員
- 2 前項にない役職であっても、必要に応じて、学長の判断により、都市創造学部と社会学部の兼務者として置くことができる。

(教授会)

- 第4条 「教授会規程」に基づき、令和7年4月1日以降も都市創造学部に教授会を置く。
- 2 前項に基づく教授会の存置期間は、原則、令和10年3月31日までとし、これ以降の

継続の必要性については、都市創造学部教授会の意見を聞いて、学長が決定する。

3 都市創造学部教授会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 令和7年4月1日以降も引き続き都市創造学部に所属する専任教授、准教授及び講師

(2) 前号の他、社会学部に所属する専任教授、准教授及び講師のうち、都市創造学部長が必要と認め、社会学部長が承認した者

4 都市創造学部教授会は、社会学部教授会と同時に開催することができる。

5 都市創造学部教授会は、この規程の他、「教授会規程」に基づき運営する。

(特例措置)

第5条 この規程に定めのない事項で、特例措置が必要と認めたものについては、都市創造学部長と協議の上、学長が決定する。

(事務所管)

第6条 この規程の改廃に関する事務所管は、教務部教学センターとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。